

退職予定者  
向け

## 支部ホームページに退職予定者向けガイドブックと 音声動画を掲載しました

健康・福祉 担当  
☎06-6941-3991

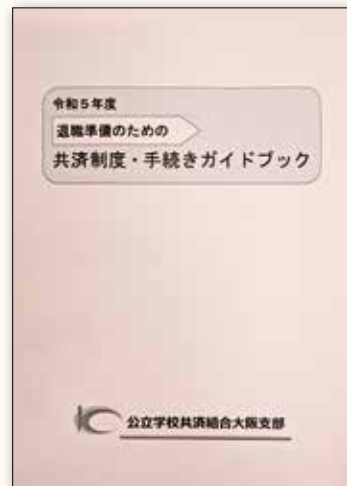
今年度の退職予定者向け共済制度説明会（集合型）は開催しません、**支部ホームページで、退職予定者向けの年金、医療保険その他の共済制度や手続きにかかるガイドブック及び音声動画をご覧になれます！**

HP 公立学校共済組合大阪支部 退職予定者説明会

検索



ガイドブックは、今年度末年齢60歳の一般組合員の方には10月下旬に所属所へ送付済みです。それ以外の方で、ガイドブックをご希望の場合は、**令和5年度「退職準備のための共済制度・手続きガイドブック」送付申込書**（令和5年9月29日付け公立阪第280号通知、支部ホームページに掲載）を健康・福祉担当までFAXか郵・遞送でお送りください。なお、内容は支部ホームページ内に掲載しているものと同じです。



退職予定者  
向け

## 任意継続組合員の申出手続きのご案内

資格 担当  
☎06-6941-3164

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です（ただし、退職後の進路に健康保険制度の適用がない場合に限る）。なお、年金制度への加入はありません。

任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経て、資格担当へ提出してください。

### 手続きの流れ



**任意継続組合員証等については、掛金の入金を確認後、ご自宅あてに送付します。**

退職後、任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間はお手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となり、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。医療機関を受診し10割負担となった場合は、医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。（詳細は任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。）



**加入資格** 以下の要件を**全て満たしていることが必要**です。(注1)

<input checked="" type="checkbox"/>	退職日の <b>前日</b> まで引き続き1年以上現職の組合員期間があること。
<input checked="" type="checkbox"/>	退職日を含めて <b>20日以内</b> に指定様式の申出書を共済組合に提出すること。(注2)
<input checked="" type="checkbox"/>	掛金を期日までに払い込むこと。

(注1) 定年退職後に再任用勤務をされる場合、フルタイム勤務及び短時間勤務(週20時間以上)の方は、健康保険上の退職にはあたりませんので、任意継続組合員の**申出は不要**です。

(注2) 申出については、退職日以降に行うことができます(事前申出期間中を除く)。

申出期間については、**郵送に限り当日消印有効**です。それ以外の場合は、当支部に申出書が到着した日を手続き日とみなしますので、期限間近に申出をする場合は、支部の窓口へ直接提出するか郵送でお送りください。**逡送便で送付した申出書の到着日が期間外だった場合、申出は無効となります。**

## 申出用紙の入手

1月末頃に所属所へ手続きの通知文書を送付します。  
その際に申出書様式を同封しますので、複写してご利用ください。  
また、大阪支部ホームページ「お知らせ」にも申出期間中のみ掲載します。

HP   → 大阪支部トップページ内「お知らせ」



## 申出期間・方法

退職日を含め20日以内に「任意継続組合員申出書」等必要書類を資格担当へ提出してください。  
**期日を過ぎると加入できませんので、ご注意ください。**(注3)

(注3) 3月末退職に限り、退職日より前に任意継続の申出ができる、事前申出制度がご利用できます。

詳細については、1月末頃に所属所へ送付する通知文書をご確認ください。

### 事前申出

**事前申出期間** 令和6年2月1日(木)～  
令和6年2月15日(木)の消印まで

**提出書類**

- 事前申出期間中に提出する書類  
・「任意継続組合員申出書」
- 令和6年4月1日以降に提出する書類  
・組合員証等

### 退職後申出

**退職後の申出期間** 令和6年3月31日(日)～  
令和6年4月19日(金)の消印まで

**提出書類**

- ・「任意継続組合員申出書」
- ・組合員証等

## 被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。  
ただし、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、取消申告が必要です。  
なお、任意継続組合員制度は、年金制度への加入はありませんので、それまで国民年金第3号被保険者となっていた、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入手続きが必要です。

## 注意事項



- ★申出期間がすぎた場合、任意継続組合員には加入できません！  
当支部からの広報や通知文、ホームページのお知らせを確認しなかった等の理由であっても対応できませんので、**当支部からのご案内は必ずご確認ください！**
- ★任意継続組合員となってから再就職等(臨時的任用職員含む)により健康保険制度の適用が生じた場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。
- ★任意継続組合員の資格をいったん喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできません。

